

わたしの便利帳 広告主を募集



市では、行政情報などを掲載した「わたしの便利帳(2023-2024年版)」を、(株)サイネックスと官民協働で作成し、市内の全世帯への配布を予定しています。2年ごとの発行を予定しているため、長期間にわたって多くの方がご覧になる有効な広告媒体となります。8月から、この便利帳に有料広告をご掲載いただく事業者の方を募集するため、(株)サイネックスの社員が市内の商店や事業所に伺いますので、ご理解・ご協力

をお願いします。
■規格 A4判、カラー4色刷り、約136ページ
■発行年 12月発行、令和5年1月配布予定
■発行部数 2年間で67,100部
■広告掲載に関すること=(株)サイネックス西東京支店(☎042-538-1040)、発行に関すること=広報秘書課広報係(☎042-387-9803)

印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、特に慎重な取り扱いをしています。印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

【登録できる方】
 登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている15歳以上の方です。(意思能力を有しない方を除く)

【登録するには】
 登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。ただし、本人が病気やその他やむをえない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面(委任状または代理人選任届)」「ひな形は市ホームページに掲載してあります」と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

※印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。また、お問い合せください。
※マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに載せることができますので、お問い合わせください。

【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】
 登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であることを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証(黄色いカード)を交付します。

なお、代理で交付を受ける場合は、回答書、登録する印鑑、委任状(代理人選任届)と本人・代理人の健康保険証等が必要となります。
■即日印鑑登録できる場合
 本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できるときは、即日印鑑登録できます。

▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真交付免許証、許可証、または証明書(運転免許証、パスポート等)を持参したとき
 ▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証書欄に自署し、登録印を押印したうえで、申請者が本人であると保証したとき(保証人が小金井市以外にお住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書1通が必要です)

認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。

【保管にはご注意を】
 印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取り扱いしてください。紛失したときは、直ちに届け出をください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

【コンビニ交付サービス】
 コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録証をお持ちの方は、事前に印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに移行する申請が必要です。

◆共通◆
■市民課市民係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9830)

| | マイナンバーカード | 印鑑登録証(黄色いカード) |
|--------------|---|---------------|
| 証明書交付場所 | コンビニ交付サービス対応店舗、市民課 | 市民課 |
| 証明書手数料 | コンビニ交付サービス対応店舗=200円、市役所窓口=300円 | 300円 |
| 証明書交付時の必要事項 | マイナンバーカード、暗証番号の入力(市役所で取得する場合は申請書の記入も必要) | 印鑑登録書、申請書の記入 |
| 証明書交付を受けられる方 | 本人のみ | 本人または代理人 |

| 相談名 | とき | ところ・問合先 | 相談名 | とき | ところ・問合先 |
|--------------------|---|--|-------------------|--|---|
| 市民相談 | 月曜～金曜日 (市役所執務時間内) | 広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818) | 労働相談 | 月曜～金曜日 午前9時～午後5時 | 労働相談情報センター-国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10☎042-321-6110) |
| 外国人相談(English) | 随時 (Irregular) | ▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です(法律相談、税務相談は月1回まで) | 高齢者介護相 | 月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分 | ▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5☎042-388-2440) ▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24☎042-388-8400) |
| 法律相談 | 9月1・6・8・13・15・20・22・27・29日 | ▷法律相談、交通事故相談は、8月16日から、直接または電話で受け付け | 高齢者向け住宅改修相談 | 第1～4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください | ▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5☎042-386-7373) |
| 税務相談 | 9月14・28日 | ▷外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で受け付け(For English consultations, reservation by phone or in person is requested a week in advance.) | 木造住宅耐震相談 | 第2木曜日 午後1時30分～4時30分 | まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください |
| 人権・人身の上相談 | 9月20日 | ▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け | シルバー人材センター入会相談 | 第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方) | シルバー人材センター本町作業所(本町6-5-16☎0422-27-7117) |
| 建築・登記・表示登記相談 | 9月7日 | ▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください | 福祉サービス苦情・相談 | 水曜日 午後1時～5時 | 福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室☎FAX=042-383-1225)へ予約してください |
| 行政相談 | 9月15日 | ▷自立生活支援課(市役所第二庁舎2階☎042-387-9841FAX042-384-2524) | 創業相談 | 月曜～金曜日 午前10時～午後6時 | ▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ(http://ko-to.info/)申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください |
| 相続等暮らしの書類作成相談 | 9月21日 | ▷とこと=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください | 福祉総合相談(ひきこもり相談含む) | ▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日(市休日窓口の第一開庁日に準ずる) | 福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)(本町5-36-17☎042-386-0295) |
| 交通事故相談 | 9月13日 | ▷子育て支援課(市役所第二庁舎3階☎042-387-9836) | | | |
| 年金・労務相談 | 9月6日 | 教育相談所(本町6-5-3シャトー-小金井別館3階☎042-384-2508) | | | |
| 手話通訳者設置 | ▷午前9時～午後1時=9月5・12・20・26日 ▷午後1時～5時=9月1・8・15・22・29日 | 経済課(市役所第二庁舎4階☎042-384-4999) | | | |
| 女性総合相談(夫婦・家族・人間関係) | 9月1・2・9・16・30日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要事前申込) | | | | |
| ひとり親・女性相談 | 月曜～金曜日 (市役所執務時間内) | | | | |
| 教育相談 | 月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分 | | | | |
| 消費生活相談 | 月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く) | | | | |

9月の相談日 お気軽にご相談ください